

## 議案第 85 号

### 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成 12 年朝霞市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 24 の 10 の項の 1 中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、「（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。2 のウにおいて「基準」という。）I の第 2 の 2 の 2-3 (2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。）」を削り、同項の 2 中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、「（基準 I の第 2 の 2 の 2-3 (2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 68 号）附則第 2 項及び第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）別記様式第 7 による変更の認定申請に係る手数料については、改正後の朝霞市手数料徴収条例別表第 1 の 24 の 10 の項の 1 及び同項の 2（住戸数に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 4 年 1 月 24 日提出

朝霞市長 富岡 勝則